

## 序

平成 27 年度は、図書館法が昭和 25 年に制定されてから 65 年、昭和 29 年に神奈川県立図書館条例が制定されてから 61 年目にあたり、特に周年という節目ではありませんが、職員の研究の成果を取りまとめ、今般、神奈川県立図書館紀要を発刊する運びになり、今回の発表作は、8 件となりました。

さて、平成 27 年度の図書館界には、様々な風が吹いたと言えますが、それは必ずしも追風だけではなく、図書館にとっても厳しいものとなるものもありました。

一例を挙げれば、図書館の運営に関しては、図書館における指定管理のあり方にも多くの議論が呈されました。このことはまさしく指定管理者制度そのものの課題が浮き彫りになったと言えます。即ち、公共サービスの質の向上のために民間事業者のノウハウを活用することを予定された指定管理制度ではありますが、そもそも、非営利無償提供の原則の公立図書館的な質の高いサービスを提供している図書館事業者が、競争性を担保でき得る事業者が複数存在するのかという初歩的な疑義があります。民営の図書館は専門図書館であったり、小規模図書館であることから、数十万冊以上の図書資料と郷土資料を扱うノウハウを持ち得る真の事業者が存在するかという点です。民営の音楽ホールとか博物館などは多くあり公共施設と遜色のない運営をされている事業者がいますが、公立図書館と同程度の図書館を自らが主体となって図書館運営の実績を持つ事業者が存在するか大きな疑問があります。それゆえ、事業者の未熟さに起因する問題が露呈してきたのも事実でありましょう。

公立図書館も地方自治体が設立者になっていることから、県立図書館と川崎図書館は本年度に神奈川県立の包括外部監査を受けました。図書館の存立に係るような指摘はありませんでしたが、管理上の問題を指摘されました。指摘の中で、施設の老朽化などによる資料の保管に対する危惧を呈されたことには真摯に受け止めなければなりません。図書館運営の本質に係る直接的な指摘はなく、包括外部監査人からは現状の運営に対し基本的に理解が得られたと考えています。

また、出版界では、文芸書において近年稀に見るような話題性に富んだ作品が出版され、賞を受賞されたことに対して、一種の社会現象とも言える反響があり、図書出版界の大きな出来事にもなりました。このことは、書籍の復興になるきっかけとなれば良いのですが、一方で出版界からの図書館における新刊書の貸出しの制限を提案されたりと新たな図書館への脅威も出始めました。

神奈川県立の図書館はこれまでに様々な運営の工夫をしてまいりましたが、そうした先人達の実績に対して敬意を表しますとともに、21世紀の郷土神奈川を成長、持続するためには図書館が重要な役割を果たすことが求められています。

紀要で発表した執筆者をはじめとして、職員一同が次の基本理念のもと

### 県立の図書館の基本理念

神奈川県立の図書館は

「知」を集積し、新たな「知」を育む「価値の創造」の場として、  
神奈川の文化と産業の発展と社会づくりに寄与します。

このことを実践すべく、司書職が中心となり、図書館としての使命を果たすため、利用者への利便性の向上や所蔵する資料を着実に提供し、あるいはその資料に付加価値をつけるようにして、多くの利用者のために、そして将来の図書館利用者のためにも着実な運営を図ってまいり所存です。

この紀要に記された職員の意気込みを皆さんに読み取っていただき、更なる職員の資質の向上に向け議論していただければ幸いです。

最後に、神奈川県立図書館のみならず、全国のあらゆる図書館が繁栄し、多くの利用者に「知」の継承がなされることを望んでやみません。

平成 28 年 2 月

神奈川県立図書館・神奈川県立川崎図書館  
館長 高橋 創一